五所川原市から転出される方へ

新住所地への転入手続は、お住まいになってから**14日以内**に、新住所地の市区町村役場で行ってください。転入の手続きには、 **転出証明書・本人確認書類・印鑑** が必要です。なお、お住まいになってから14日を経過してからの手続きになりますと、5万円以下の過料に科せられる場合がありますので、ご注意ください（住民基本台帳法第53条）。

転出に伴う諸手続きについてご案内します。詳しくは担当課等でご確認下さい。

	五所川原市での手続き	手続きするところ	新住所地での手続
印鑑登録をしている方	転出予定日をもって自動的に削除されます。		新たに登録してください。
ごみについて	五所川原市では手続はありません。		分別方法等を確認してください。
飼い犬について			鑑札を持って新たに手続きしてください。
市営墓地について	住所変更の手続きをしてください。	環境対策課⑬（１階）	
後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方	保険証をお返しください。	国保年金課⑭（１階）	新たに手続きしてください。
国民健康保険に加入の方	国民健康保険証をお返しください。	国保年金課⑮⑯（１階）	新たに手続きしてください。
妊産婦10割給付証明書をお持ちの方	証明書をお返しください		
国民年金に加入している方	五所川原市では手続はありません。 ※海外への転出は届出が必要です。	国保年金課⑰⑱（１階）	
年金を受給している方			
母子健康手帳・妊婦委託健診	五所川原市では手続はありません。		新住所地で確認してください。
乳幼児健診・予防接種			
児童手当を受給している方	資格消滅の手続きをして下さい。	子育て支援課 ㉑㉒㉓（1階）	新たに手続きしてください。
子ども医療費受給資格証をお持ちの方	資格消滅の手続きをして、資格証をお返しください。		
ひとり親家庭医療費を受給している方	資格消滅の手続きをしてください。		
保育所等を利用している方	退所の手続きをしてください。		
特別児童扶養手当を受給している方	住所変更の手続きをしてください。		住所変更の手続きをしてください。
児童扶養手当を受給している方			
６５歳以上の方、要介護認定を受けている方	介護保険被保険者証をお返しください。	介護福祉課㉔㉕（１階）	新たに手続きしてください。
特別障害者･児手当を受給している方	住所変更の手続きをしてください。	福祉政策課㉗㉘（１階）	住所変更の手続きをしてください。
身体障害者手帳をお持ちの方	五所川原市では手続はありません。		
愛護手帳をお持ちの方			
精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方			
自立支援医療を受給している方			
小･中学校の手続き	転校について確認します。	学校教育課（３階）	新住所地の教育委員会窓口でお尋ねください。
市営住宅に入居されている方	転出証明書を持って、市営住宅からの異動の手続きをして下さい。	建築住宅課(3階)	新たに手続きしてください。
水道について	経営管理課で閉栓の手続きをしてください。 （電話受付可）	経営管理課(3階)	新たに手続きしてください。

1階

会計課

収納課　税務課　市民課　環境対策課　国保年金課　健康推進課

子育て支援課
介護福祉課
福祉政策課
保護福祉課

2階

農業委員会　農林水産課　農村整備課　観光物産課　商工労政課　企画課　財政課　管財課

総務課
防災管理課

3階

（学校教育課）　教育委員会　建築住宅課　土木課　都市計画課　公園管理課

下水道課
経営管理課
水道課

五所川原市役所　ＴＥＬ：0173-35-2111